

社会福祉法人山の子会役員等の報酬等の支給に関する規程

役員等報酬規程（平成21年4月1日）の全部を改正する。

（総則）

第1条 社会福祉法人山の子会（以下「本会」という。）定款第8条及び第21条の規定により、評議員及び役員等の報酬等の支給基準並びに評議員選任・解任委員等の報酬等の支給基準については、この規程に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第9条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会委員会委員とは、定款第6条第1項に規定する評議員選任・解任委員をいう。
- (4) 苦情対応第三者委員会委員とは、苦情対応規程第8条に規定する第三者委員をいう。
- (5) その他の委員とは、次の者をいう。
 - ① 本会の規程及び規則等で定める委員
 - ② 本会の規程及び規則等で定めのない委員で、本会の運営上理事長が必要と認める委員をいう。
- (6) 報酬とは、その名称の如何を問わず、定款第8条及び第21条に規定する報酬であって、費用とは明確に区別されるものとする。

（報酬の額）

第3条 評議員に対して支払う各年度の報酬の総額は、50万円以内とする。

2 理事に対して支払う各年度の報酬の総額は、70万円以内とする。

3 監事に対して支払う各年度の報酬の総額は、35万円以内とする。

（理事長等及び評議員の出席報酬等）

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であって

も、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長等及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員会委員が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員会委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員会委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席

し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わない

ものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員会委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員会委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応等の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（その他の委員の勤務報酬等）

第9条 本会の規程及び規則等（以下「規程等という。」）で定める委員が会議に出席したときは、別表1（その他の委員の業務報酬等【1】）により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 本会の規程等で定めのない委員が、本会の運営上理事長が必要と認める会議に出席したときは、別表1（その他の委員の業務報酬等【2】）により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第10条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第12条 本規程の改廃は、評議員会の議決を受けなければならない。

（附則）

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表1 (日額)

(単位：円)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000	2,000
理事及び評議員業務報酬等	7,000	2,000
監事業務報酬等	7,000	2,000
評議員選任・解任委員会 委員業務報酬等	7,000	2,000
苦情対応第三者委員業務 報酬等	7,000	2,000
その他の委員の業務報酬 等 【1】 (規程及び規則等で定め る委員)	7,000	2,000
その他の委員の業務報酬 等 【2】 (規程及び規則等で定め のない委員)	5,000	2,000

別表2 (日額)

(単位：円)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	20,000	7,000	実 費